

細則改正データ

2024年3月4日

- ① 2021年6月21日例会で改正成立
細則第4条第4節 定例理事会に関する本文を以下のとおり改正

理事会の定例会合は、毎月月曜日に開催される。開催日と開始時間は年度の初回理事会で定めるものとする。

- ② 2022年12月5日例会で改正成立
細則第2条第2節の但書を以下のとおり改正

但、その上限を17名とする。

- ③ 2024年2月19日例会で改正成立
細則第4条第1節の全文を以下のとおり改正

本クラブの年次総会は毎年11月第1例会に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員、会長ノミニー及び理事の選挙を行わなければならない。

以 上